



2027年度入学者向け 藤沢市給付型奨学金

『白石^{ひろこ}敬子奨学金』 奨学生募集要項

受付期間：2026年8月3日（月）から9月30日（水）

2018年1月、日本を代表する国際的オペラ歌手である故白石^{ひろこ}敬子氏より、次の世代を担う子どもたちへの支援を目的として、藤沢市教育応援基金にご寄付をいただきました。

藤沢市では、白石氏のご意思を踏まえ、経済的に厳しい環境にある中で、医師・歯科医師を志す子どもたちが、将来に向かって希望をもって学んでいけるよう、『白石^{ひろこ}敬子奨学金給付事業』を実施します。

藤沢市教育委員会

1 募集人数

大学の医学部・歯学部への進学希望者 1名



2 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する者、又は(6)に該当する者。

- (1) 2026年4月1日時点で、次のいずれかに該当する者。
 - ・藤沢市に1年以上住民登録がある世帯の子ども
 - ・1年以上本市で生活保護を受給している世帯の子ども
 - ・本市の児童養護施設等に1年以上入所(退所者については2年以内に退所)している子ども
- (2) 高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、生年月日が2006年4月2日～2009年4月1日の者。
- (3) 2027年度に大学の医学部医学科・歯学部歯学科への進学を希望している者。
※大学校は対象外です。
- (4) 高等学校における前年度の学年末(既卒者は最終学年末)までの学習成績の評定を5段階評価に換算し、全履修教科の平均した値(小数点以下第2位を四捨五入)が3.7以上で、明確な学習意欲があるものとして学校から推薦がある者。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績が全てB以上であり、過半数がAである者。
- (5) 2026年度の住民税が非課税の世帯、又は生計維持者の2026年度の合計所得金額から指定の所得控除(扶養控除、扶養障害者控除、本人該当控除)額の合計額を差し引いた金額が473万円未満であり、経済的な理由により修学が困難である者。 ※生計維持者には本人及び兄弟姉妹は含みません(その他詳細は別紙「生計維持者基準表」をご確認ください)。
- (6) 申請資格のうち(1)、(4)、(5)のいずれかを満たしていないが、その理由に特別な事情があるものとして教育長が認めた者。

3 奨学生の決定までの流れ

給付対象者については世帯状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

- (1) 一次選考(受付時選考・書類選考)・・・8月3日(月)～9月30日(水)
 - (2) 二次選考(面接)・・・・・・・・・・11月中旬～下旬の土・日曜日、祝日
 - (3) 奨学生の内定・・・・・・・・・・12月中旬
 - (4) 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・大学等への合格確認後
- ※ 一次選考・二次選考ともに市役所庁舎内で実施します。

4 奨学金の額

- (1) 入学準備奨学資金 入学金相当額(上限30万円/1回)
 - (2) 学費奨学資金 学費相当額(上限72万円/年額)
- ※ 学費奨学資金は前期(原則4月中)と後期(原則10月中)にそれぞれ2分の1の額を給付します。
- ※ 奨学金の給付が大学等への納入期限に間に合わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 給付期間

在学する大学等の正規の修業年限

6 出願手続

奨学金給付申請書及び申請書別紙に、次の書類を添えて提出してください。

※ 「進学希望理由等」欄には、進路を選択したきっかけや進学を希望した理由、奨学金を使って進学先でどのようなことに取り組み、将来は何をしたいのか、具体的に記載してください。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のもの）
- (2) 生計維持者全員の所得（課税）証明書 又は 非課税証明書
- (3) 高等学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類 ※
- (4) 奨学金受給者推薦調書 ※
- (5) 生活保護の受給者証（生活保護世帯のみ）
- (6) 児童養護施設等の入所又は退所を証明できる書類（児童養護施設等の方のみ）

※ 成績証明書類及び推薦調書は在籍中の学校（既卒者は卒業校）での発行となります。
発行に時間がかかる場合があるので、お早めに学校に依頼をしてください。

7 併給

貸与型奨学金及び高等教育の修学支援新制度による日本学生支援機構（JASSO）からの給付型奨学金、その他の給付型奨学金との併給が可能です。また、進学先の学費免除制度も、並行して利用することができます。

8 給付中の面談

奨学金の給付に当たっては、大学在学中、年に3回程度、市の職員と面談することが条件となります。面談の際は、原則藤沢市役所にお越しいただきます。

9 奨学金の打ち切り、停止、返還について

本奨学金は、基本的に入学してから正規の修業年限までは継続して給付いたしますが、1年に1度継続給付の申請をしていただき、学業の状況等を確認します。継続給付の申請がない場合や、学業成績が不振で正規の年限での卒業ができない場合、給付条件を満たさない場合などについては、給付の打ち切り又は停止を行う場合があります。

また、給付型の奨学金であるため、基本的に返還の必要はありませんが、留年、退学、除籍となった場合や、定期的な面談に応じない場合、虚偽その他の不正な手段によって奨学金の給付を受けていた場合などについては、給付を打ち切る場合があると同時に、奨学金の返還を求める場合があります。

詳細はQ&AのP8、9「給付について」をご覧ください。

※ その他詳細をQ&A及び提出書類作成マニュアルに記載しています。

申請書類提出にあたり、必ずご一読いただきますようお願いいたします。



10 申請方法および受付期間

事前に電話予約のうえ、申請書類を教育総務課に持参してください。

受付時に申請書類の確認と、受付時選考（30分程度）として次のような内容をお伺いしますので、必ず**申請者本人がお越しください。**

- ・将来の夢や進学先で学びたいこと
- ・家庭状況（ご家庭の経済状況、ご家族のこと）
- ・進学にかかる費用の準備 等

【窓口受付期間】2026年8月3日（月）から9月30日（水）まで

- ※ 9時から17時まで、平日のみ受け付けています。
（電話予約は8月3日（月）より前から受け付けています。）
- ※ 9月24日（木）、25日（金）、28日（月）、29日（火）、30日（水）は、最終の受付開始時間を18時まで延長します。
- ※ 時間予約制、郵送不可。持参が難しい場合は、教育総務課へご相談ください。

11 受付場所・お問い合わせ先

〒 251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階

藤沢市教育委員会 教育総務課

電話番号 0466-50-3556（直通）



教育総務課ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/kyoiku/kyoiku/kyoikujigyoku/kyuuhugatasyougakukin.html>

藤沢市給付型奨学金は、寄附等による教育応援基金により成り立っています。
実際の奨学生からの声と、寄附者からの声を紹介します。



奨学金のおかげで大学進学をあきらめずに、将来の夢に向かって日々勉強に励むことができています。今後もご支援に感謝を忘れず、一生懸命成長していきたいです。



この奨学金のおかげで学びたいことを学ぶことができ、卒業後も夢であった道に進めることになりました。金銭面だけでなく、色々な面で本当にたくさんサポートしていただき、感謝しています。



この奨学金制度がなかったら進学を諦めていたかもしれません。定期面談で親や友達に相談しづらいようなことを気軽に話せたのでありがたかったです。



次の世代を担う子どもたちのために、寄附を通して応援することができ幸いです。
これからも、夢に向かってはばたく方を応援しています。



寄附者